



第2部

文教・科学技術施策の動向と展開

※第2部は、原則として令和2年度における文部科学行政の動きについての記述になっていますが、一部令和3年6月頃までの動き及び統計資料に基づく記述になっています。

第1章

教育再生の着実な推進

総論

現在、政府においては、「教育再生」が重要課題とされており、内閣官房に設置された教育再生実行会議では、これまでに十二次にわたる提言が出されました。また、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会では、教育の振興に関する重要事項が審議され、答申等が行われています。文部科学省はこれらの提言や議論を踏まえるとともに、「教育基本法」の理念の下、「教育振興基本計画」に基づき、教育再生のための施策を推進しています。また、国立の研究機関である国立教育政策研究所においては、教育政策に関する総合的な研究が進められています。

第1節

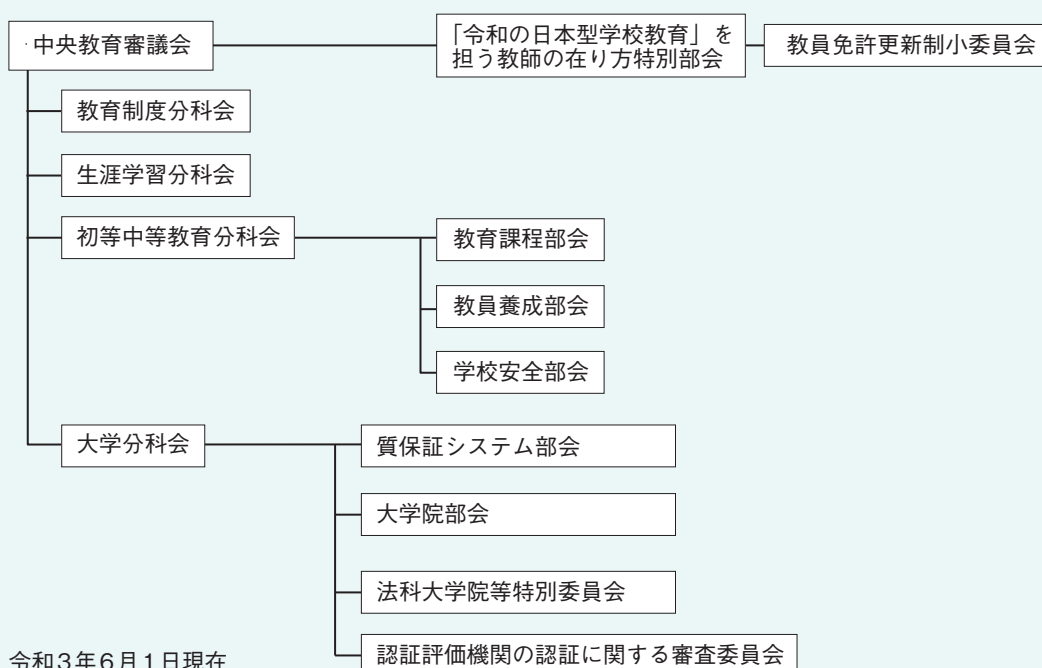
教育政策をめぐる動き

1 中央教育審議会

(1) 中央教育審議会について

中央教育審議会は、文部科学大臣の諮問に応じ、教育の振興、生涯学習の推進などに関する重要事項を調査審議する機関であり、教育改革の推進に当たって重要な役割を果たしています（図表2-1-1）。

図表2-1-1 第11期中央教育審議会機構図



(2) 最近の主な答申

○「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

特集2第1節 2 参照。

(3) 第11期中央教育審議会

令和3年3月9日、第11期中央教育審議会委員が任命され、新しい審議体制が発足しています。第11期中央教育審議会への主な諮問事項は、目下以下のとおりです。

①「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について

令和3年3月12日に開催された中央教育審議会総会において、以下の5点を主な内容とする「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」諮問を行いました。

1. 教師に求められる資質能力の再定義
2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方
3. 教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し
4. 教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化
5. 教師を支える環境整備

今後「令和の日本型学校教育」を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教師の養成・採用・研修等の在り方について、既存の在り方にとらわれることなく基本的なところまで遡って検討を行い、必要な変革を実施し、教師の魅力の向上を図る観点から、議論を進めていきます。

②第3次学校安全の推進に関する計画の策定について

平成29年3月に策定された「第2次学校安全の推進に関する計画」（計画期間：平成29年度～令和3年度）の計画期間の最終年度が近づいていることから、令和3年3月12日に開催された中央教育審議会総会において、以下の3点を主な内容とする「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について」諮問を行いました。

1. 現行計画期間中の取組状況の検証及び社会の変化に基づく改善策
2. 学校安全に係る取組の全国的な質の向上
3. 安全教育、安全管理に関して教員養成段階で身に付けておくべきことや教員研修の在り方

今後は、現行計画に基づくこれまでの取組の検証を実施しつつ、次期計画の策定に向けた検討を進めていきます。

2 教育再生実行会議

教育再生実行会議は、21世紀の日本にふさわしい教育体制の構築に向けて教育改革を推進するため、平成25年1月から内閣総理大臣が開催しているものです。同会議では、令和3年6月までに十二次にわたる提言を行いました（図表2-1-2）。これらの提言を受け、既にいじめ防止、教育委員会改革、大学ガバナンス改革及び教育研究力の強化、義務教育学校の制度化、専門職大学の制度化等について法改正等がなされるなど、様々な施策が実施に移されました。

直近の第十二次提言「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」では、ニューノーマルにおける教育の姿として、一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せ（ウェルビーイング）の実現に向けて、教育のデジタル化を進め、データ駆動型の教育に転換することが目指されています。具体的には、初等中等教育における学びの変革の推進や少人数によ

るきめ細かな指導体制等の整備^{*1}と教師の質の向上、高等教育における遠隔・オンライン教育の推進や新たな国際戦略などが提言されています。また、大学等における入学・卒業時期の多様化の推進のほか、データによる政策立案と基盤整備などが提言されています。(図表2-1-3)

文部科学省としては、本提言を踏まえ、今後ともその着実な実行に向け、関係省庁と協力して取組を進めていく予定です。

図表 2-1-2 これまで出された教育再生実行会議の提言の概要

第一次提言	いじめの問題等への対応について (平成25年2月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策のための法律の制定 ・道徳の教科化、道徳教材の充実
第二次提言	教育委員会制度等の在り方について (平成25年4月15日)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方教育行政の権限と責任の明確化
第三次提言	これからの大学教育等の在り方について (平成25年5月28日)	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル化に対応した教育環境づくり ・イノベーション創出のための教育・研究環境づくり ・学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化 ・社会人の学び直し機能を強化 ・大学のガバナンス改革
第四次提言	高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について (平成25年10月31日)	<ul style="list-style-type: none"> ・高校教育の質の向上 (達成度テスト(基礎レベル)の創設等) ・大学の人材育成機能を強化 ・大学入学者選抜改革(達成度テスト(発展レベル)の創設、多面的・総合的な選抜への転換等)
第五次提言	今後の学制等の在り方について (平成26年7月3日)	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育の制度化 ・高等教育機関における編入学等の柔軟化 ・実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化
第六次提言	「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について (平成27年3月4日)	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが「学び続け」、挑戦できる社会の実現 ・女性、高齢者、障害者など「全員参加型社会」の実現 ・奨学金等を活用した大学生等の地方定着の促進 ・地(知)の拠点となる大学等に支援
第七次提言	これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について (平成27年5月14日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用による学習環境の革新と情報活用能力の育成 ・アクティブ・ラーニングの推進 ・教師に優れた人材が集まる改革(育成指標の明確化、全国的な育成支援拠点の整備等)
第八次提言	教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について (平成27年7月8日)	<ul style="list-style-type: none"> ・「幼児教育の段階的無償化及び質の向上」、「高等教育段階における教育費負担軽減」を優先した教育投資 ・民間資金の活用、税制の見直し等による教育財源確保 ・国民の理解の醸成
第九次提言	全ての子どもたちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ (平成28年5月20日)	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害など障害のある子供や不登校等の子供、日本語能力が十分でない子供など、一人一人の課題へのきめ細かな対応の充実 ・特に優れた能力をさらに伸ばす教育の充実 ・給付型奨学金の検討など、家庭の教育費負担の軽減
第十次提言	自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育てる教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上 (平成29年6月1日)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の教育力向上に向けた、総合的な家庭教育支援や訪問型家庭教育の推進 ・地域の教育力向上のための、コミュニティ・スクールの導入促進や地域学校協働活動の推進 ・学校の教育力の向上のための、教師の働き方改革 ・子供たちの自己肯定感を育む取組の推進
第十一次提言	技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について (令和元年5月17日)	<ul style="list-style-type: none"> ・Society5.0で求められる力の育成、新たな学びの基盤となるICT環境整備の推進 ・教育理念に基づき普通科の各高等学校が類型を選択 ・高等学校における文系・理系のバランスのとれた教育、文系・理系に偏った大学入学者選抜の在り方の見直し

*1 参照：第2部第4章第12節

図表 2-1-3 教育再生実行会議第12次提言概要

教育再生実行会議 第十二次提言概要 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」(令和3年6月3日)	
<p>ニューノーマルにおける教育の姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せ(ウェルビーイング)の実現を目指し、学習者主体の教育に転換 ○デジタル化を進め、データ駆動型の教育に転換。学びのデータ(学習面、生活・健康面、教師の指導面)の活用【意義】①子供: 学びの機会や質の充実 ②教師: 指導方法の充実や働き方改革 ③行政: 現状把握に基づく政策立案 	
<p>1. ニューノーマルにおける初等中等教育の姿と実現のための方策</p> <p>(1) ニューノーマルにおける新たな学びに向けて～データ駆動型の教育への転換～</p> <p>①一人一台端末の本格運用に係る環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心に端末を取り扱うための手引の策定・周知 ○個人情報保護制度の見直しを踏まえた学校教育上の取扱いの明示 <p>②データ駆動型の教育への転換による学びの革新の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習状況のデータを管理するマネジメントシステムの活用促進 ○同時双方向やオンデマンドによる授業モデルの展開 <p>③学びの継続・保障のための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校でも家庭でも継続して学習できるオンライン学習システムの全国展開 ○不測の事態でも、学校と児童生徒の関係を継続し、学びを保障する取組の推進 ○小学校との連続性を意識した幼児教育推進体制の充実・強化 <p>④学びの多様化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高校生が大学の講義を学ぶ「先取り履修」の推進 ○大学への飛び入学者への高校卒業資格付与<従来、大学中退の場合、中卒扱い> <p>(2) 新たな学びに対応した指導体制等の整備</p> <p>①少人数によるきめ細かな指導体制・施設設備の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校35人学級の効果検証等を踏まえ、中学校を含め望ましい指導体制の検討 ○新たな学校施設の在り方(令和の学校施設スタンダード)の明確化 <p>②教師の質の向上、多様な人材の活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員免許制度、教員養成大学・教職課程等の総合的な見直し ○教員免許更新制の改革、特別免許状の見直しなど多様な人材確保策 	<p>2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と実現のための方策</p> <p>(1) ニューノーマルにおける高等教育の姿</p> <p>①遠隔・オンライン教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ハイブリッド型教育の推進、MOOCや大学間連携などリソースの共有・有効活用 ○単位数上限算定の考え方の明確化、質保証システムの在り方の見直し <p>②教学の改善等を通じた質の保証(「出口における質保証」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「教学マネジメント指針」に基づく密度の高い組織的な大学教育の展開 <p>③学びの複線化・多様化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高校時代に取得した大学の単位数に応じ、修業年限を柔軟化 ○産学連携による職業教育機能の強化、リカレント教育の充実 <p>④デジタル化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学修証明書の普及、学修管理システムによる学修データを活用した教育改善 ○さらに、⑤学生等への支援の充実、⑥大学等の施設・設備の整備の推進 <p>(2) グローバルな視点での新たな高等教育の国際戦略</p> <p>①グローバル化に対応した教育環境の実現、学生のグローバル対応力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際連携教育課程(JD)の一層の普及促進 ○高校段階からの海外留学促進、「トビタテ!留学JAPAN」の後継事業の実施 <p>②優秀な外国人留学生の戦略的な獲得※技術流出防止等に十分に配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際バカロレア(IB)などの成績を用いた特別入試の実施 ○頭脳循環の拠点となる大学での優秀な留学生の獲得に資する制度の検討 <p>③学事暦・修業年限の多様化・柔軟化と社会との接続の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学等の国際化や学びの多様化に対応した秋季入学・4学期制や早期卒業・修了の推進、秋採用や最終学年6月以降の通年採用の推進・情報発信
<p>3. 教育と社会全体の連携による学びの充実のための方策</p> <p>(1) 大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化の推進</p> <p>【今後の望ましい在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全ての学校種で一律に秋季入学へ移行するのではなく、まずは大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化のため必要な支援を実施(例: ギャップタームの成果の普及、定員管理や授業料の在り方の整理) ○産業界における採用・雇用慣行の改革と併せた取組の推進・情報発信(例: 秋採用・最終学年6月以降の通年採用) ○これらの取組状況や検証等を踏まえ、初等中等教育段階も含め更に議論 <p>※初等中等教育段階での秋季入学への移行は、児童生徒の一時的急増による教師・施設確保、社会への影響、幼稚園の教育・運営への影響、教育現場に更なる負荷がかかるため、国民や社会の十分な理解と協力が必要</p> <p>(2) 子供の育ちを社会全体で支えるための取組</p> <p>①子供たちの創造的な活動を支援するための学校・家庭・地域や企業の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の一体的推進・取組支援 ○図書館・公民館など社会教育施設におけるICTの有効活用 <p>②新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育に大人が関わりを持てるようにする観点からもテレワークを更に推進 ○年次休暇の取得、時間単位の年次休暇制度の導入の好事例の紹介 	<p>4. データ駆動型の教育への転換～データによる政策立案とための基盤整備～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○様々な教育データを活用し、現状把握と効果的な教育政策を立案・実施するデータの活用(学習面、生活・健康面、教師の指導面)を多様な場面で活用 ○国において、司令塔となる組織の強化を図るなど、抜本的に改革 <p>データによる政策立案</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育の特性を踏まえたEBPMの手法・課題の整理 ○データの結びつけ、長期的な縦断調査、教師のデータの調査、実証分析の活用を検討 <p>教育データ基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルIDや認証基盤の検討(マイナンバー制度の活用を含む) ○※転校時等の教育データの持ち運び等の方策も検討 ○安定的なデータ流通の検討 <p>調査・分析・研究体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査やEBPMを統括する体制や人員の強化 ○文部科学省・国立教育政策研究所と大学等との連携により、教育データの分析・研究に関する機能の構築 ○公的な教育データプラットフォームの在り方、個人が自身の様々なデータを集約・活用できる仕組みの検討 ○教育と福祉などの幅広い分野とのデータの連携による児童生徒への支援
<p>今後に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○提言内容の速やかな実行とフォローアップの実施が必要 ○今後、さらに、①高大接続の望ましい在り方、②教師の質の向上や多様な人材の活用のための方策、③対面指導と遠隔・オンライン教育の在り方、④データ駆動型の教育への転換のための取組について掘り下げた検討が必要 	

第2節 教育振興基本計画に基づく教育施策の推進

「教育振興基本計画」とは、「教育基本法」の規定に基づき策定される政府の教育に関する総合的な計画です。平成28年4月には、30年度から令和4年度を対象年度とする「第3期

教育振興基本計画」の策定について中央教育審議会に諮問が行われました。諮問に基づいて、中央教育審議会において審議が重ねられ、平成30年3月に「第3期教育振興基本計画について（答申）」が取りまとめられ、その後、政府内での調整を経て、平成30年6月15日に「第3期教育振興基本計画」（以下、「第3期計画」という。）が閣議決定されました。

1 我が国における今後の教育政策の方向性

第3期計画の第1部では、「教育基本法」に規定する教育の目的や目標を教育の普遍的な使命として掲げるとともに、教育をめぐる現状や課題として、これまでの取組の成果や2030年以降の変化等を見据え、取り組むべき課題が述べられています。その上で、「第2期教育振興基本計画」の「自立」「協働」「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を継承しつつ、「人生100年時代」、「超スマート社会（Society5.0）」の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組むとされています。

また、今後の教育政策に関する基本的な方針として、1.夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する、2.社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する、3.生涯学び、活躍できる環境を整える、4.誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する、5.教育政策推進のための基盤を整備する、の五つの方針が打ち出されています。

さらに、今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点として、客観的な根拠を重視した教育政策の推進、教育投資の在り方、新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造が挙げられています（図表2-1-4）。

図表2-1-4 第3期教育振興基本計画概要

※計画期間：2018～2022年度		第3期教育振興基本計画（概要）	
第1部 我が国における今後の教育政策の方向性			
I 教育の普遍的な使命			
改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要			
II 教育をめぐる現状と課題		III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項	
1 これまでの取組の成果 ○初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持 ○給付型奨学金制度、所得連動型奨学金制度の創設 ○学校施設の耐震化の進展 等 2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題 (1) 社会状況の変化 ○人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等 (2) 教育をめぐる状況変化 ○子供や若者の学習・生活面の課題 ○地域や家庭の状況変化 ○教師の負担 ○高等教育の質保証等の課題 (3) 教育をめぐる国際的な政策の動向 ○OECDによる教育政策レビュー 等		第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す ＜個人と社会の目指すべき姿＞ (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成 (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展 ＜教育政策の重点事項＞ ○「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要 ○教育を通じて 生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化 することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む	
IV 今後の教育政策に関する基本的な方針		1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する 3 生涯学び、活躍できる環境を整える 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する 5 教育政策推進のための基盤を整備する	
V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点			
1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進 ・教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要 企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定] 実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施 【職員・市民の育成、先進事例の共有】 評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善 ・客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making))を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進		2. 教育投資の在り方(第3期計画期間における教育投資の方向) ・人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減 ・各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保 ○学校指導体制・指導環境整備、チーム学校 ○学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策) ○大学改革の徹底・教育研究の質的向上 ○社会人のリカレント教育の環境整備 ○若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援 ○大学施設の改修 など ・OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保 ・その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成	
3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造			
・超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進 ・人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開 ・次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進			

2 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第3期計画の第2部では、第1部で示された五つの基本的な方針に沿って、平成30年度から令和4年度までの5年間における1. 教育政策の目標、2. 目標の進捗状況を把握するための指標、3. 目標を実現するために必要となる施策群が示されています（図表2-1-5）。

また、地方公共団体において、各地域の実情を踏まえ、特色のある目標や施策を設定し、取組を進めていくことの重要性についても言及されています。

文部科学省としては、第3期計画を踏まえ、生涯を通じた一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化に向け、今後の教育政策の推進に努めてまいります。

図表 2-1-5 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群			
第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、 ①教育政策の目標 ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標 ③目標を実現するために必要となる施策群を整理			
基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標(例)	施策群(例)
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1) 確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>	○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和のとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持	○新学習指導要領の着実な実施等
	(2) 豊かな心の育成<〃>	○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善	○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成
	(3) 健やかな体の育成<〃>	○いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善	○いじめ等への対応の徹底、人権教育
	(4) 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>	など	など
	(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>		
	(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進<〃>		
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7) グローバルに活躍する人材の育成	○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする	○日本人生徒・学生の海外留学支援
	(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成	○修士課程修了者の博士課程への進学率の増加	○大学院教育改革の推進
	(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	など	など
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討
	(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的な発展のための学びの推進	○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする	○社会人が働きながら学べる環境の整備
	(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直し	など	など
	(13) 障害者の生涯学習の推進		
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援
	(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供	など	など
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	○小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮	○教職員指導体制・指導環境の整備
	(17) ICT利活用のための基盤の整備	○学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備	○学校のICT環境整備の促進
	(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備	○緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減	○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進
	(19) 児童生徒等の安全の確保	○私立学校の耐震化等の推進(早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了)	○学校安全の推進
	(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革	○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善	など
	(21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化	など	

第3節 教育施策の総合的推進のための調査研究

国立教育政策研究所は、教育政策に関する総合的な国立の研究機関として、初等中等教育から高等教育、生涯学習、文教施設までの教育行政全般にわたって、将来の政策形成のための先行的調査や既存の施策の検証など、教育改革の裏付けとなる基礎的な調査研究を進めています。また、国際的な共同研究に我が国の代表として参画するほか、児童生徒の学力の全国的な実態把握、教育委員会や学校と連携した調査研究、教育課程や生徒指導・進路指導に関する国内の教育関係者への情報提供など、幅広い活動を展開しています。

1 政策課題に対応した調査研究

教育に関する重要な政策課題に対応するため、外部の研究者や行政担当者などが幅広く参画するプロジェクト研究を行っています。研究期間はおおむね2～5年間です。令和2年度は、児童生徒を対象に非認知能力の中核として国際的に注目されている社会情緒的能力に焦点化した調査研究を行い、その発達の実態と環境による影響について知見を得ることを目的とする「社会情緒的（非認知）能力の発達と環境に関する研究」と、全国の高校3年生の保護者を対象に行った質問紙調査データを使用して、高等教育の修学支援新制度導入後の高校生の進学動向を明らかにし、中間所得層等の家計負担度等を分析するとともに、継続的な調査実施を支えるための調査内容・方法を検討することを目的とする「高校生の高等教育進学動向に関する調査研究」の二つの研究を開始しました。また、元年度に開始した「高度情報技術の進展に応じた教育革新に関する研究」等七つの研究を引き続き行い、研究期間が終了した「児童生徒の安全・安心と学校空間に関する調査研究」について報告書を作成・公表しました。

2 専門的事項に関する調査研究及び教育活動支援

令和2年度は、児童生徒の学力の実態などを把握するための「全国学力・学習状況調査」*2における教科に関する調査の問題を作成しました。同年については、新型コロナウイルス感染症に係る学校教育への影響等を考慮し、調査は実施しないこととしましたが、教育委員会、学校等の指導の改善・充実に資するよう、「解説資料」*3を作成し、問題冊子とともに配布しました。また、同年の調査問題の趣旨を生かした学習指導の工夫の例を示した「調査問題活用の参考資料」*4を作成・配布しました。

あわせて、平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、中学校英語の指導事例集*5も作成しました。

また、教育委員会が主催する研修会等において、学力調査官等による指導・助言を行いました。

効果的な教育課程の編成や指導方法の改善・充実に関する実践的な研究を推進する「研究指定校事業」においても、新型コロナウイルス感染症に係る学校教育への影響等を考慮して、各指定校・各地域の要望や事情等に応じて事業を実施し、研究指定校が研究成果を報告・発表し、成果の普及を図る研究協議会は、2月2日（火）～2月5日（金）にオンライン形式で開催しました。

加えて、いじめや不登校、キャリア教育、幼児教育、社会教育、学校施設に関する調査研究を踏まえ、各種の指導資料や参考資料を作成し配布するほか、各種の研修事業等を実施しています。

3 国際共同研究等

国立教育政策研究所は、経済協力開発機構（OECD）が実施する「生徒の学習到達度調査（PISA：ピザ）」、「国際教員指導環境調査（TALIS：タリス）」、「国際幼児教育・保育従事者調査」のほか、国際教育到達度評価学会（IEA：International Association for the Evaluation of Educational Achievement）が実施する「国際数学・理科教育動向調査（TIMSS：ティムズ）」などの国際的な比較研究に日本代表機関として参画し、これらの間

*2 参照：第2部第4章第1節②

*3 参照：<https://www.nier.go.jp/20chousa/20chousa.htm>

*4 参照：<https://www.nier.go.jp/sankou/r02/>

*5 参照：<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou/eigo/r02.html>

題や質問紙の作成、調査の実施、結果の分析などを担当しています。

2020（令和2）年度は、PISAの2022（令和4）年調査の予備調査を実施するとともに、TIMSSの2019（平成31）年調査（以下、「TIMSS2019」という。）の結果、OECDグローバル・ティーチング・インサイト（GTI）：授業ビデオ研究の結果、TALISの2018（平成30）年調査の報告書第2巻、国際幼児教育・保育従事者調査の2018（平成30）年調査結果第2巻を公表しました。

（1）IEA国際数学・理科教育動向調査（TIMSS2019）の結果

①調査の概要

TIMSSは、IEAが児童生徒の算数・数学、理科の到達度を国際的な尺度によって測定し、児童生徒の学習環境等との関係を明らかにするために実施する調査です。1995（平成7）年以降4年ごとに実施されています。調査対象学年は、日本の小学校4年生、中学校2年生に当たります。2019（平成31）年調査においては、小学校の調査は58か国・地域、中学校の調査は39か国・地域が参加し、日本では小学校147校の4年生約4,200人、中学校142校の2年生約4,400人が参加して、2019（平成31）年2～3月に実施されました。なお、算数・数学、理科の教科に関する調査と合わせて、質問紙調査も実施し、こちらは児童生徒のほか、学校、教師、保護者（小学校のみ）を対象に実施されました。


②問題例

TIMSS2019で出題された具体的な問題例は以下のとおりです。

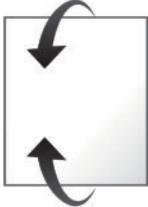
図表 2-1-6 中学校、数学の問題例

さとさんとあきらさんは、同じ長方形の紙を持っています。2人はそれぞれ、下の図のように、対辺が接するように紙を丸めて円柱を作りました。

さとさんの方法



あきらさんの方法



2つの円柱の特徴を比較しなさい。
それぞれ $>$, $<$, $=$ を書きましょう。

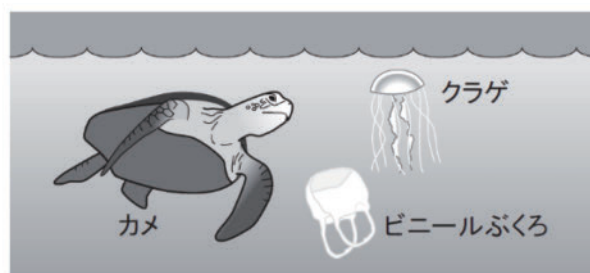
高さ
さとさんの円柱 _____ あきらさんの円柱

直径
さとさんの円柱 _____ あきらさんの円柱

表面積（底面は含まない）
さとさんの円柱 _____ あきらさんの円柱

図表 2-1-7 小学校、理科の問題例

これは海で泳ぐカメとクラゲの図です。近くにビニールぶくろがういています。



海の中のプラスチックでできた物が、カメなどの動物にとって きげんな理由を1つ書きなさい。

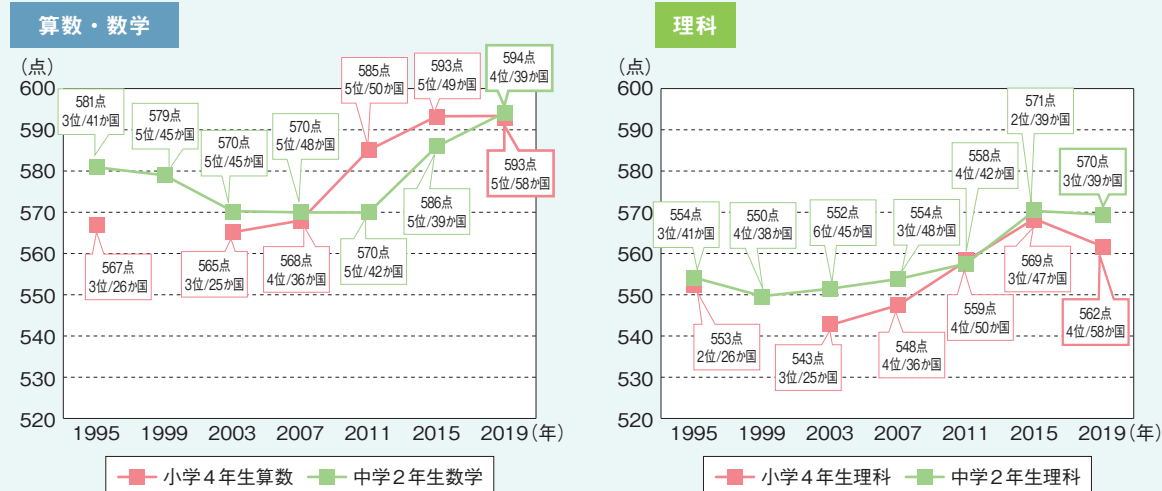
③調査結果

TIMSS2019の調査からは、以下のような結果が得られています。

- (ア) 小学校、中学校ともに、算数・数学、理科の両方の教科において引き続き上位を維持しています。前回調査に比べ、小学校理科においては平均得点が有意に低下しており、中学校数学においては平均得点が有意に上昇しています。

図表 2-1-8 平均得点の推移

【平均得点の推移】 ※小学4年生は1999年調査実施せず



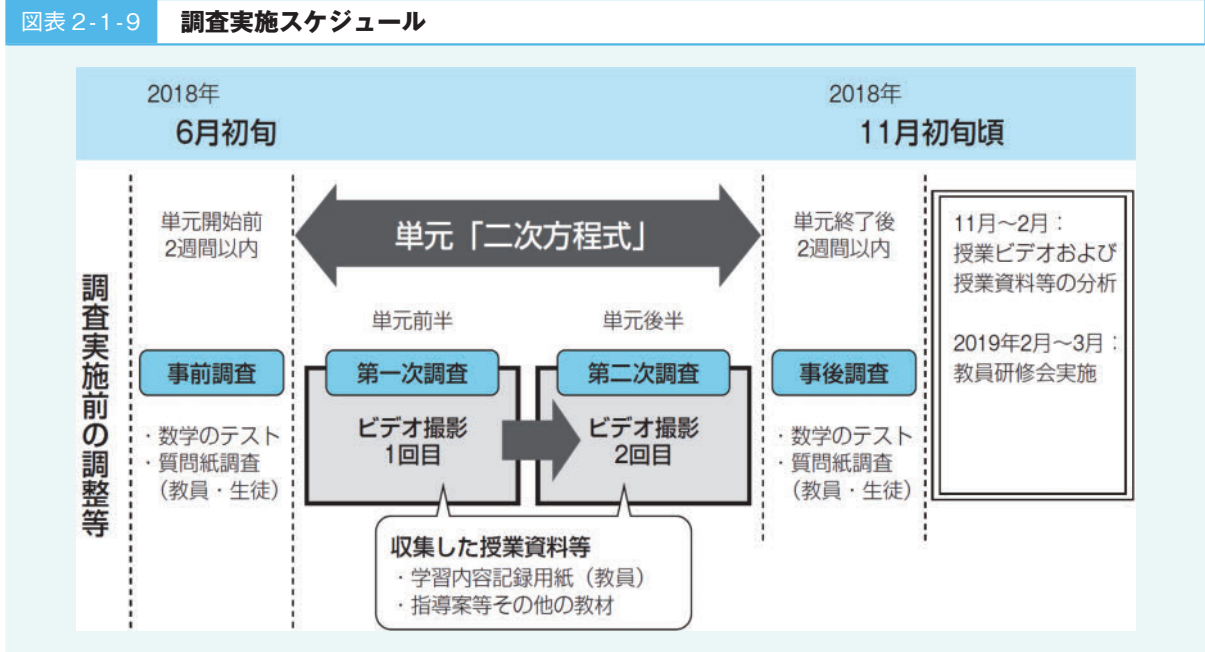
- (イ) 算数・数学、理科の得点が一定の水準に達した児童生徒の割合については、我が国は国際的に見て小学校4年生及び中学校2年生ともに、625点に達した割合は高く、一方、400点未満はほとんどいません。

- (ウ) 算数・数学、理科に対する意識について、前回の2015（平成27）年調査と同様に、小学校の「理科の勉強は楽しい」「理科は得意だ」を除き、国際平均を下回っている項目が多いものの、算数・数学、理科の勉強が楽しいと思う児童生徒の割合は増加しており、中学校においては、国際平均との差が縮まっている傾向が見られます。

(2) OECD グローバル・ティーチング・インサイト (GTI) : 授業ビデオ研究の結果

GTIは、経済協力開発機構 (OECD) による国際調査の新しい試みで、実際の数学の授業

(二次方程式の単元)を撮影して授業ビデオを分析することにより、教員の指導実践や生徒の学習状況についてより客観的なエビデンスを得ることや、指導と学習成果の関係を検討することを目的としました。GTIには、日本を含む8か国・地域が参加しました。日本では2018(平成30)年6月初旬~11月初旬に調査が実施され(図表2-1-9)、静岡市、熊谷市、戸田市の全ての公立中学校と、関東地域及び静岡県国立大学附属中学校で、最終的に73校の学校と89名の教員の方々にご協力いただきました。授業分析に用いた分析コードは、質の高い指導実践に向けて、参加国で同じ水準で評価できるよう各国の数学教育の専門家等によって共同開発されました(図表2-1-10)。



図表 2-1-10 GTIにおける指導実践の領域と領域別の構成要素と指標

分析の領域	領域	構成要素	指標
授業運営	授業運営	ルーティーン モニタリング(観察) 中断や混乱への対処	課題にかける時間 活動の形態と頻度 授業時間(直前のセグメント後の経過時間)
社会的・情緒的支援	社会的・情緒的支援	敬意 励ましと温かさ 自発的な関わり	粘り強さ クラス全体への共有の要求
教科指導	対話(談話)	対話(談話)の性質 問いかけ 説明	ディスカッションの機会
	教科内容の質	はっきりとしたつながり はっきりとした規則性(パターン)、一般化 明解さ	はっきりとした学習目標 正確さ 現実世界とのつながり 数学の他の単元とのつながり 数学についてのまとめ 表現の種類 手続きの指示の組み立て
	生徒の認知的取り組み	認知面での要求が高い教科内容への取り組み 推論する際の多様な方法と見方 教科内容に関わる手続きと解決の過程の理解	メタ認知 反復練習の機会 理解のためのテクノロジー 教室でのテクノロジー 生徒が用いるテクノロジー 学習のためのソフトウェアの利用
	生徒の理解に対する評価と対応	生徒の考えを引き出す指導 教員のフィードバック 生徒の考えに合わせた指導	—

注：構成要素「自発的な関わり」、「明解さ」については、OECDによる分析では十分に機能しないことが明らかになり、分析から除外された。

OECDによる国際報告書では、「授業運営」、「社会的・情緒的支援」と、残りの4つの領

域を統合して作成した「教科指導」の計3つの領域で分析しています。

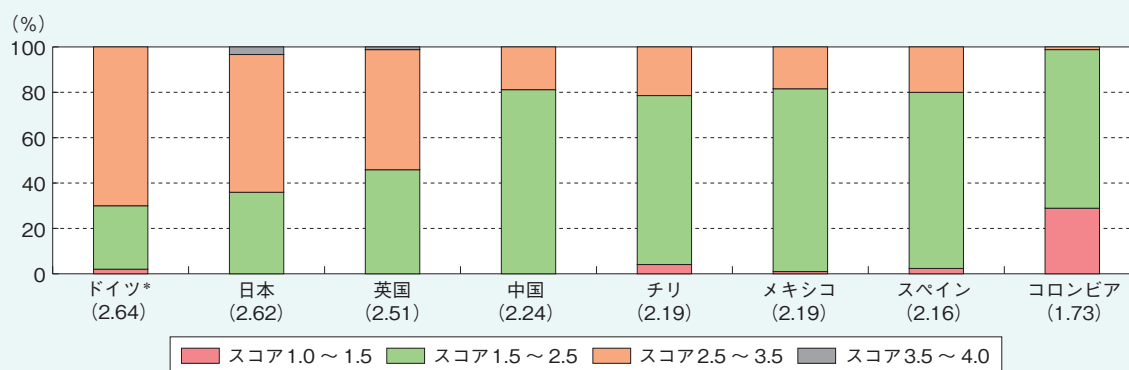
「授業運営」領域の構成要素全体（ルーティーン、モニタリング（観察）、中断や混乱への対応）の平均スコア、「社会的・情緒的支援」領域の構成要素全体（敬意、励ましと温かさ）の平均スコア、「教科指導」領域の構成要素全体（対話（談話）、教科内容の質、生徒の認知的取り組み、生徒の理解に対する評価と対応）の平均スコアのいずれも、日本は参加国・地域中で最も高いスコアでした。

「授業運営」領域では、授業の活動形態について、全ての参加国・地域でクラス全体の指導（講義形式の指導）が多く観察されましたが、日本では個別、小グループ（3人以上）、二人組での活動形態も比較的多く用いられていました。

「社会的・情緒的支援」領域では、日本は、教員が学習全体を通して生徒を励ましたり、教員や生徒が温かさを共有したりすることについては参加国・地域中でも高いスコアでしたが、生徒が間違いや苦戦した際に粘り強く取り組む努力を示しているかについては比較的低いスコアでした。

「教科指導」領域では、日本の数学授業は、比較的高度な問いである、要約すること、規則性・手順・公式の適用を求める問いや、分析の問いに力点が置かれる傾向があることなどの特徴がみられました。

図表 2-1-11 構成要素「問いかけ」のスコアごとのクラス数の割合（%）



(注) グラフ中の国・地域名の下には、構成要素「問いかけ」の平均スコアを示す。スコアは、分析者による授業ビデオの数値化データを基にした。スコアの範囲は1～4であり、スコア1は表面的な問いで、問いは、多くの場合生徒に対し、思い出す、答えを発表する、「はい/いいえ」で答える、用語を定義することを求めること、スコア4は深い問いで、問いは、特に分析する、統合する、正当化する、推測することを求めることを強調することを示す。
ドイツ*は調査対象学校が便宜的標本であることを意味する。
国・地域は、構成要素「問いかけ」のスコアが大きい順に並べている。

(出典) OECD, Global Teaching InSights Database.

(3) OECD国際幼児教育・保育従事者調査2018（平成30）年調査結果第2巻

OECD国際幼児教育・保育従事者調査は、幼稚園、保育所、認定こども園の保育者及び園長・所長を対象に、園での実践、勤務環境、研修、管理運営等に焦点を当てて2018（平成30）年に初めて実施された国際調査です。日本を含む9か国が参加しました。同調査の結果については、2019（令和元）年10月の第1巻と2020（令和2）年11月の第2巻の2回に分けてOECDより報告書が公表されました。第2巻では、保育者及び園長・所長の仕事時間、保育者の満足度と自己効力感、保育者間の協働、園長・所長のリーダーシップ等が扱われています。調査結果のポイントは、国立教育政策研究所幼児教育研究センターのウェブサイト*6に掲載されています。

*6 参照：https://www.nier.go.jp/youji_kyouiku_kenkyuu_center/oecd.html

第2巻の調査結果によると、日本の園での保育者間の協働のうち、「他の保育者とともに、子供の育ちや生活の評価について話し合う」ことが毎日行われている割合は36.6%と参加国中2番目に高く、「特定の子供の発達やニーズについて話し合う」ことが毎日行われている割合は38.5%と参加国中3番目に高いなど、保育者間の協働がよく行われているといえます。他方で、日本の常勤の保育者の1週間当たりの仕事時間（自宅への持ち帰りを含む）は参加国中で最も長い50.4時間で、日本に次いで仕事時間が長いのは韓国（46.6時間）、チリ（44.3時間）、最も短いのはアイスランド（33.5時間）でした。職務に対して支払われる給与に満足している日本の保育者の割合は、参加国中で2番目に低い22.6%でしたが、最も高いトルコでも39.0%で、参加国全体が低い傾向でした。一方、「全体としてみれば、この仕事に満足している」日本の保育者の割合は80.7%であり、参加国全体でも高い傾向が見られました。

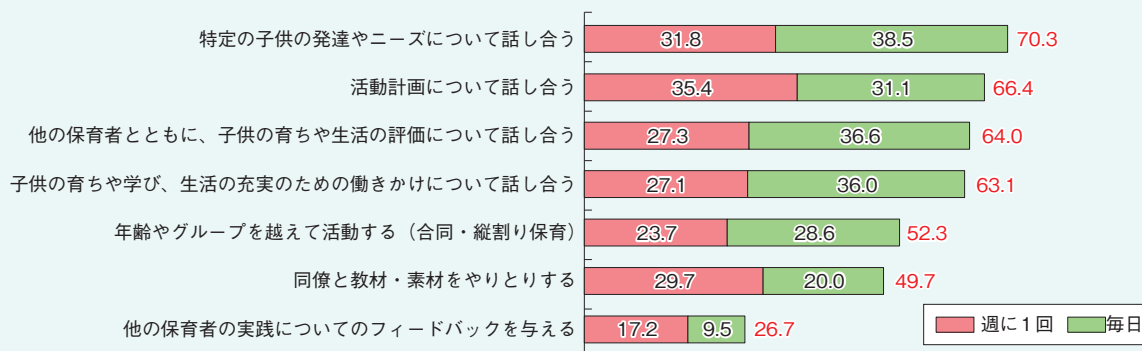
図表 2-1-12 調査結果のポイント (抜粋)

OECD国際幼児教育・保育従事者調査2018第2巻結果のポイント (抜粋)

＜園での保育者間の協働＞

- 日本の園での保育者間の協働のうち、「他の保育者とともに、子供の育ちや生活の評価について話し合う」ことが毎日行われている割合は36.6%と参加国中2番目に高く、「特定の子供の発達やニーズについて話し合う」ことが毎日行われている割合は38.5%と参加国中3番目に高い。

図 保育者間の協働を週に1回以上行っている保育者の割合 (日本) (%)

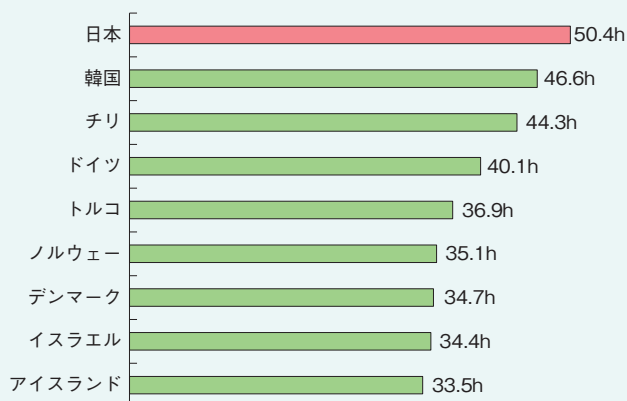


※「毎日」「週に1回」「月に1回」「月1回未満」「行っていない」の5つの選択肢のうち、「毎日」又は「週に1回」と回答した保育者の割合を赤字で示している。

＜常勤の保育者の仕事時間＞

- 日本の常勤の保育者の1週間当たりの仕事時間は参加国中で最も長い50.4時間。
- 日本に次いで仕事時間が長いのは韓国(46.6時間)、チリ(44.3時間)、最も短いのはアイスランド(33.5時間)であった。

図 常勤の保育者の週当たり仕事時間



※夜間や週末など就業時間外に行ったものも含む (自宅への持ち帰りを含む)。

＜給与に関する保育者の満足度＞

- 職務に対して支払われる給与に満足している日本の保育者の割合は、参加国中で2番目に低い22.6%であった。最も高いトルコでも39.0%であり、参加国全体が低い傾向であった。
- 日本では、若年層ほど給与に満足している保育者の割合が低く、29歳以下では17.6%であった。

図 職務に対して支払われる給与に満足している保育者の割合 (%)

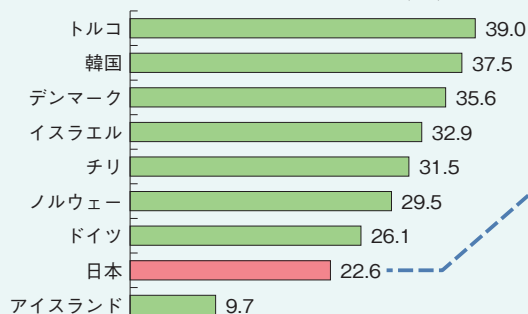
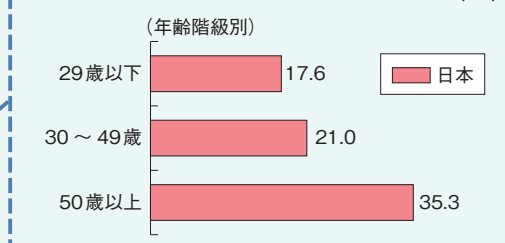


図 職務に対して支払われる給与に満足している日本の保育者の割合 (%)



※「非常によく当てはまる」「当てはまる」「当てはまらない」「全く当てはまらない」の4つの選択肢のうち、「非常によく当てはまる」又は「当てはまる」と回答した保育者の割合。

4 研究活動等の成果の公開

国立教育政策研究所の研究・事業活動に関する報告書などは、国立教育政策研究所のウェブサイト^{*7}や同研究所の教育図書館などで広く公開しています。また、毎年開催している教育研究公開シンポジウム、教育改革国際シンポジウムをはじめとしたシンポジウムの開催や全国の教育研究所で構成される全国教育研究所連盟の大会などを通じて、教育関係者に対して幅広く研究活動等の成果の普及に努めています。

令和2年度は、教育研究公開シンポジウムとして、生涯にわたり学習する基盤を培う初等中等学校教育に焦点を当て、高度情報技術の進展に応じた教育革新について議論を行うシンポジウム「高度情報技術の進展に応じた教育革新～「学習評価」の充実による教育システムの再構築：みんなで創る「評価の三角形」～」を開催しました。

さらに、教育改革国際シンポジウムとして、高度情報技術（AIやビッグデータ解析等）の進展に応じた教育革新をどう展望し、いかに実現していくことができるのか、教育の質とともに、COVID-19を契機に世界的にその課題が深刻化した教育における公正に焦点を当て、ICTを活用した公正で質の高い教育の実現に向けた展望と課題について議論を行う国際シンポジウム「高度情報技術の進展に応じた教育革新フェイズ2シンポジウム～ICTを活用した公正で質の高い教育の実現～」を開催しました。

^{*7} 参照：<https://www.nier.go.jp/>